OAG http://www.oag-tax.co.jp/

元気な企業をつくる!

the Heartful OAG

Vol. 163

2018年11月号

2018年10月25日発行

30th CHALLENGE

02 太田孝昭が語る春夏秋冬
「片方のボタン」

03 相続法の解説を監修した『相続相談Q&A』が発刊されました
『実務経営ニュース』の巻頭特別企画でOAGグループが特集されました

04 長期的な経営計画でスムーズな事業承継を
事業承継税制でおさえておきたい適用要件
OAG税理士法人　資産トータルサービス部　部長　奥田周年

06 女性視点で相続問題を考える「らくらく相続®セミナー」が大好評でした
「知って得する終活・相続税セミナー」で相続対策に注目が集まりました

07 私のoff time

08 今後のセミナー開催予定

元気な経営のワンポイント!

太田孝昭が語る

元気になる言葉 春夏秋冬

「片方のボタン」

OAGグループ代表

太 田 孝 昭

「2」という数は、謂れの多い数ですね。右手と左手、太陽と月（陰陽）、男と女、夫婦、錠前（鍵と鍵穴）、紅白、白黒、〇か×か、勝負（かちまけ）、プラスマイナス、これら全てが「2」という数です。貸借対照表（借方と貸方）、損益計算書も「2」ですね。

私達は日常生活においても、食事をするかしないか、映画に行くか行かないか、運動するかしないか、仕事をするかしないか、勉強するかしないか…と、おおよそ「2」者択一の行動をしています。

話は変わりますが、私の友人であり尊敬する先輩でもあるＩさんは60歳から空手を始めて5段に昇段し、かつ開脚すれば180度に脚が開き、おへそが床に着きます。私が「凄いですね」と驚嘆していると、「大したことはありません。必ずできるんだ、できるんだと思い続けてやっていたら、できただけです」「多くの人は『できるかな』というボタンと、『できないかな』というボタンを両方押したり（アクセルとブレーキを同時に踏むようなもの）、交互に押したりするから、結局できないのではないですか」と言われたんです。

Ｉさんは、目標を定めると、できるというボタンしか押さないんだそうです。「仕事も何もかも、できるという片方のボタンしか自分には無いんだ」と言っているんです。「できるというボタンを押したら、直ぐにできるものなんて、何もありません。でも、いずれはできる」と断言していました。できるボタンの効用は、できるための工夫・問題解決の糸口の発見・ひらめき・実行力・共感力、これらのものを総動員しなければならなくなることにあるんだと思います。

それにしても、この様な人を人生の達人というのでしょうか。しかし、我々凡人には、こうはいきません。ボタンは相変わらず2つあり、交互だったり、同時に押してしまいそうです。さて、どうするかです。できるボタンを長く押す訓練をして、人生の達人の域に近づくというのはどうでしょうか。

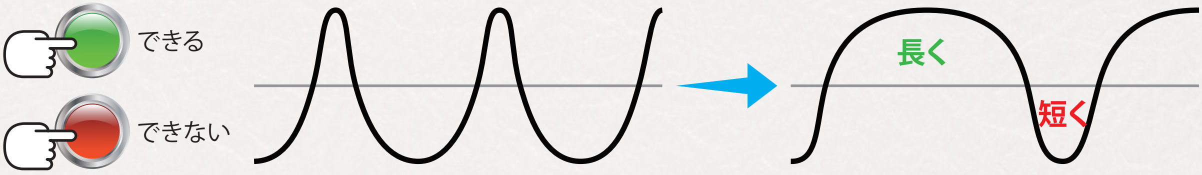

何事も訓練です。初めはできないボタンの時間が長くても、いずれは逆転し、できるボタンの時間が長くなります。人生は一回きりです。肯定的で、楽観的な人生の一助になることは請け合います。

相続法の解説を監修した『相続相談Q&A』が発刊されました

40年ぶりに大きく改正された相続法を分かりやすく解説した『相続相談Q&A』(ビジネス教育出版社)を、弊社資産トータルサービス部部長の奥田周年が監修しました。「妻は自宅に住み続けられるか」「ネットで管理していた財産が把握できない」等々、新制度の注目点や今日的な課題などを41項目に分けて、Q&A形式でまとめています。"争族"を防ぐ虎の巻として、ご活用ください。

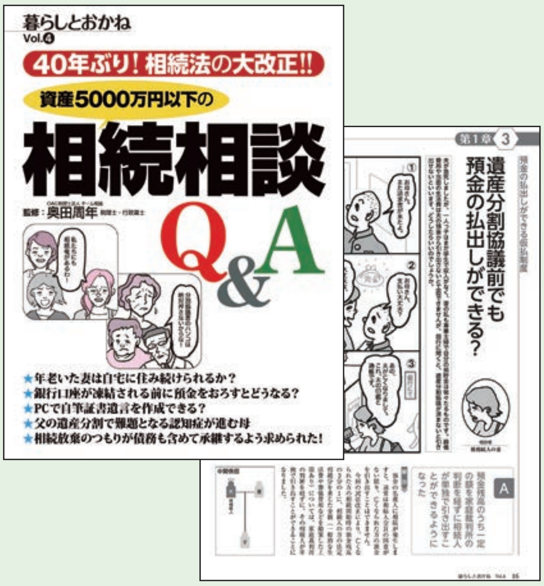

暮らしとおかね Vol.4
『資産5000万円以下の相続相談Q&A』

■ビジネス教育出版社/刊
■奥田周年/監修
■定価:1,620円(税込)

◆ 目 次 ◆

第1章 平成30年相続法等改正! 注目の最新情報!
年老いた妻は自宅に住み続けられるか?
遺産分割協議前でも預金の払出しができる?
相続人以外の親族が亡くなられた方の面倒をみていたら?
⋮
第2章 もしかして我が家も! トラブル事例と最強の対策!
私の父が姉のために建てた家は誰のモノ?
行方不明の兄を死んだことにしちゃっていいですか?
夫の前妻は男をつくって別れたのに財産をよこせって?!
⋮
第3章 知っておこう! 遺言書・遺言執行のトラブル事例と最強の対策!
知らずに開けた遺言書は無効か?
特定の人に有利な2通目の遺言書は有効?
ネットで管理していた夫の財産が把握できない!
⋮
第4章 遺産分割で大揉め! トラブル事例と最強の対策!
寄与分を無視して弟から法定相続分通りの要求をされた!
分割協議が決まるまで税などの支払いはどうする?
相続放棄のつもりが債務も含めて承継するよう求められた!
⋮
第5章 相続税ってどうなるの? トラブル事例と最強の対策!
遺産は自宅と現金だが、相続税を払ったら生活できなくなる!
生命保険に入っていれば節税できた?
相続税の申告を忘れると特例が適用されない?
⋮

『実務経営ニュース』の巻頭特別企画でOAGグループが特集されました

『実務経営ニュース』(実務経営サービス)の10月号に、OAGグループを紹介する巻頭特別企画が掲載されました。

「創業30年を機に新たなチャレンジで成長を目指すOAGグループ」と題する特集で、9ページに渡って、グループの歴史からOAG税理士法人、OAGコンサルティング、OAGビジコム、OAGアウトソーシングの4社の事業戦略、そして創業30年を契機にグループが目指している新たなチャレンジについて、詳しくインタビューにお答えしています。

12法人から成るOAGグループの概要が簡潔にまとめられておりますので、ぜひご一読ください。

月刊
『実務経営ニュース』10月号

■実務経営サービス/刊
■定価:1,620円(税込)
※ご注文は ✉info@jkeiei.co.jpへ
※送料(200円)別途

掲載ページの一部を抜粋

長期的な経営計画でスムーズな事業承継を

事業承継税制でおさえておきたい適用要件

OAG税理士法人　資産トータルサービス部　部長　奥田周年

企業の経営者の平均年齢が70代に迫る中、事業承継が進まない一つの理由は、後継者に承継するに当たっての移転コスト（税負担）といわれています。こうした背景から、平成30年度税制改正では、事業承継を円滑化する目的で、10年間限定の事業承継税制の特例が創設されました。今号では、現行制度と自社株に対する納税負担がゼロになる特例制度を対比しながら、ご説明します。尚、本税制に欠かせない遺留分問題については、次号でご説明します。

事業承継税制を受けるための条件

事業承継税制の適用を受ける場合には、①先代経営者、②後継者、③会社に、それぞれ下記のような条件があります。

【事業承継税制を受けるための条件】

	税の種類	条件
①先代経営者	共通（※1）	・会社の代表者であること ・相続や贈与の直前まで先代経営者グループで過半数の議決権を有していること ・先代経営者グループの中で後継者を除いて筆頭株主であること
	贈与税	・贈与時に代表者を退任していること
②後継者	共通（※1）	・相続や贈与時に後継者グループで過半数の議決権を有していること ・後継者グループの中で筆頭株主であること
	相続税	・相続開始の直前に役員であること（先代経営者が60歳以上の場合） ・相続開始から5か月以内に代表者であること ・相続開始から8か月以内に遺産分割協議が成立し、自社株を相続することが決まること
	贈与税	・贈与時に20歳以上であり贈与の直前に3年以上役員であること ・贈与時に代表者であること
③会社	共通（※1）	・中小企業者であること ・上場会社、風俗営業会社でないこと ・従業員が1人以上いること ・資産保有型会社または資産運用型会社に該当しないこと（※2）

【資産保有型会社の貸借対照表の例】

資産の部	
現預金	200,000
貸付金（同族関係者）	100,000
投資用有価証券	200,000
投資用不動産	300,000
その他資産	200,000
	1,000,000

※1：相続税と贈与税に共通する条件です

※2：不動産や有価証券を保有している資産管理会社は、以下の条件で「資産保有型会社」と「資産運用型会社」に大別することができます。両方とも、原則として事業承継税制の対象からは外れます

●資産保有型会社

上記の「資産の部」の例のように、現預金、同族関係者への貸付金、関係会社の株式以外の有価証券、投資用不動産など自己使用していない不動産が総資産の70%以上を占めている会社です。

●資産運用型会社

現預金、同族関係者への貸付金、関係会社の株式以外の有価証券、投資用不動産など自己使用していない不動産からの収入が総収入の75%以上を占めている会社です。

事業承継税制の現行制度と特例制度の違いと税負担のイメージ

事業承継税制は、正式には「非上場株式の贈与税・相続税の納税猶予制度の特例」と呼び、ある条件の下に贈与税や相続税の納税を先に延ばす制度で、条件を満たさなくなったときには贈与税・相続税の納税が発生します。言い換えれば、条件を満たす限りは、納税負担が軽減される制度です。

また、現行制度と特例制度は併存するため、特例制度の条件を満たさない場合には現行制度を適用することもできます。

【現行制度と特例制度の主な違い】（国税庁作成パンフレットより抜粋）

	現行制度	特例制度
承継計画の作成	不要	2023年3月31日までに提出
適用期限	なし	2027年12月31日までの贈与、相続
対象株式	2/3	全株式
納税猶予割合	贈与100%、相続80%	100%
承継パターン	複数の株主から1人の後継者	複数の株主から最大3人の後継者

▶事業承継税制の現行制度と特例制度を適用した場合の税負担のイメージ

相続税について事業承継税制の現行制度と特例制度を適用した場合の税負担の違いを試算すると、以下のようになります。

試算の前提

相続人：配偶者は既に亡くなっていて、子が3人、そのうちの一人が後継者

先代経営者の財産：①会社が使用している事業用不動産1億円、②自社株15億円（発行済株数の全部）、③現預金5億円

相続内容：後継者は事業用不動産と自社株を相続し、他の2人の相続人は現預金を半分ずつ相続する

●事業承継税制を適用しない場合…相続税額＝（相続財産21億円－基礎控除4,800万円）×実効税率43％＝約9億円
●現行制度を適用した場合…自社株の2/3が納税猶予制度の対象となり、後継者が「対象株式のみを相続」した場合の相続税額と「対象株式の20％のみを相続」した場合の相続税額の差が、納税猶予額
●特例制度を適用した場合…自社株のすべてが納税猶予制度の対象となり、自社株に対する相続税が全額猶予

【前記の試算例の家族構成と相続額】

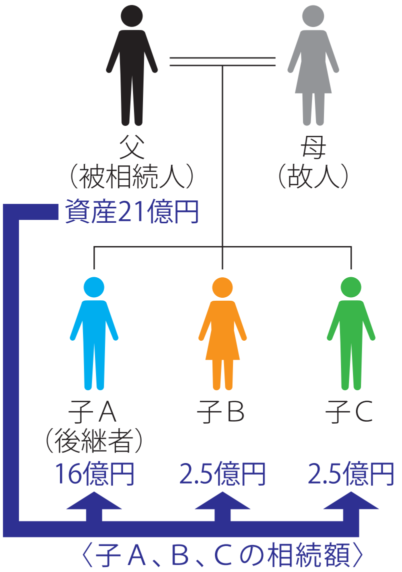

【前記の試算例に基づく現行制度と特例制度の税負担の違い】

（数字はイメージの概算、単位：千円）

		子Ａ（後継者）			子Ｂ（子Ｃも同じ値）
		制度適用無し	現行制度	特例制度	
課税財産	事業用不動産	100,000	100,000	100,000	0
	自社株	1,500,000	1,500,000	1,500,000	0
	特例適用対象株式		1,000,000	1,500,000	
	現預金	0	0	0	250,000
計		**1,600,000**	**1,600,000**	**1,600,000**	**250,000**
あん分割合		76.19%	76.19%	76.19%	11.90%
実効税率		43.46%			
相続税額		700,000	700,000	700,000	100,000
納税猶予税額		**0**	**-410,000**	**-660,000**	
納付税額		**700,000**	**290,000**	**40,000**	**100,000**

●**「制度適用無し」と「現行制度」の納付税額の差＝4億1,000万円**
●**「制度適用無し」と「特例制度」の納付税額の差＝6億6,000万円**
※事業承継税制による納税猶予は、後継者のみに適用され、他の相続人の相続税額は変わりません。

事業承継制度の適用に必要な最低限の条件

現行の事業承継税制や特例制度を利用する場合には、後継者に以下のような留意点があります。事業承継計画の立案に当たっては、タイムスケジュールにも注意が必要です。

▶贈与税

・後継者は贈与時に3年以上継続して役員であり、かつ20歳以上であること
・後継者は贈与時に会社の代表者であること（先代経営者は退任）

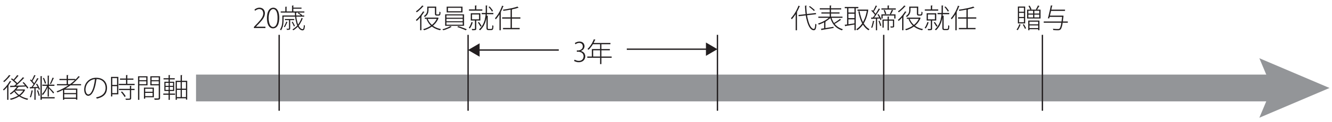

▶相続税

・先代経営者が60歳以上の場合、後継者は相続直前に役員であること
・後継者は相続開始後5カ月以内に会社の代表者になること
・後継者は相続開始後8カ月以内に遺産分割協議（または遺言）で自身による自社株の相続を確定させ、都道府県に認定申請書を提出すること

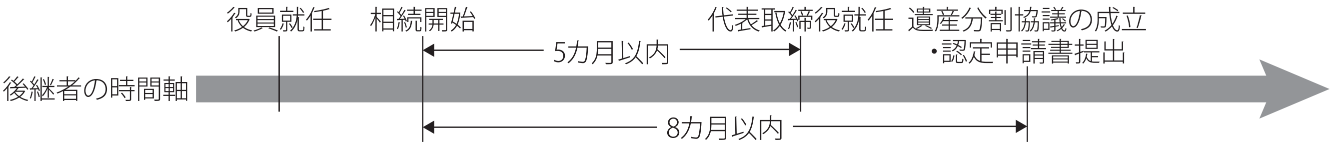

豊富な経験と確かなノウハウでスムーズな事業承継をサポートします

特例制度を受ける場合には、2023年3月31日までに認定経営革新等支援機関による指導・助言を受けた「特例承継計画」を都道府県知事に提出しなければなりません。提出しなくても、現行制度を受けることはできます。OAG税理士法人は、認定経営革新等支援機関ですので、お気軽にご相談ください。

お問い合せ先　**OAG税理士法人　資産トータルサービス部　☎ 03-3237-7540**

女性視点で相続問題を考える「らくらく相続®セミナー」が大好評でした

厚生労働省の発表によると、日本人の平均寿命は男性が81.09歳、女性が87.26歳です。夫婦の中では、妻の方が6年以上長く生きることになります。また、女性の社会進出や介護等の負担の大きさなどから、相続は「女性特有の問題」も発生させるといえるでしょう。そこで、弊社ではかねてから女性の皆様に向けた「らくらく相続®セミナー」を開催してきました。

9月26日に調布市市民プラザあくろすで開催したセミナーでは、第一部の講師を弊社の鈴木昌江、第二部を同じく新庄百恵（税理士）が務め、女性目線からの「あるある」なども紹介して、とても和やかなセミナーとなりました。出席された皆様からは「事前準備の大切さが分かりました」「初めて知ることが多く、勉強になりました」など大変なご好評をいただき、相続問題に悩まれている女性がたくさんいらっしゃることを改めて実感致しました。

第一部　家族が亡くなってからやるべき相続手続きのこと

相続の手続きにはさまざまな期限があり、遺族が悲しみの中にあっても、期限は待ってくれません。第一部では、「相続スケジュールを確認する」「四十九日までにやるべきこと」「四十九日以降にやるべきこと」の3つに分けてお話しました。

相続では、さまざまな手続きの期限を守りつつ、遺産分割協議等を進めなければならず、スケジュール管理が大切です。

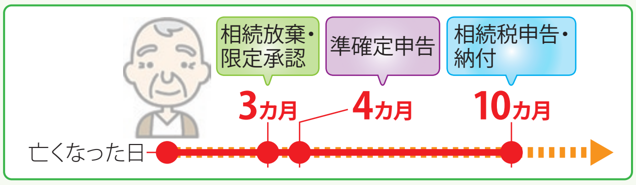

第二部　相続税と相続対策のきほん

スムーズな相続のためには、相続税額を事前に把握し、準備をしておくことが重要です。第二部では、「相続税の対象か確認する」「相続税の概算額を計算する」「相続税を減額する2つの特例」の3点を、具体例に基づいてご説明しました。

配偶者控除を始めとするいろいろな特例や生命保険、生前贈与などをフル活用することが、相続税軽減のコツです。

「知って得する終活・相続税セミナー」で相続対策に注目が集まりました

弊社資産税部の稲岡巧（税理士）が、10月20日にびわこ大橋会館で開かれた洛王セレモニー（株）様の「知って得する終活・相続税セミナー」の講師に招かれました。

相続トラブルというと、富裕層の問題と思われがちですが、実はトラブルの75%を資産5,000万円以下の家族が占めているのです。都市圏に自宅を所有している方なら、不動産を含めた資産が数千万円になることは確実ですから、多くの方にとって、相続トラブルは身近な問題ということができます。

また、「司法統計年報」によると、家庭裁判所に持ち込まれた相続関係の相談は、2003年から2012年までの9年間で1.63倍の17万4,494件、遺産分割事件が同じく1.32倍の1万5,286件になり、急増しています。高額な遺産が無くても、親族間で遺産分割協議がまとまらないケースは、決して他人事ではありません。

セミナーでは、相続トラブルを防ぐための基礎知識とすぐに役立つ有効な対策を、①遺産分割対策、②節税対策、③納税資金対策の3点に絞り、お伝えしました。

例えば、生命保険は節税対策だけでなく、トラブル対策に使うこともできます。生命保険金は遺産分割協議の対象にならないため、受取人を特定の相続人にしておけば、万が一トラブルが起きても生命保険金については争うことができません。まさに「知って得する」相続対策といえるでしょう。こうしたノウハウの数々を紹介させていただき、出席された皆様はご自身の相続に対する思いを新たにされたようです。

私の Off-Time

「サーフィンを始めてみた」

(株)OAGコンサルティング　千葉雅史

　大学院生の頃、時間が十分にある中で何か趣味を見つけたいなと思い、なんとなく友人と始めてみたサーフィン。先ずはレッスンでやらせてもらいましたが、初めて波に乗った時の感覚にびっくりしたのを覚えています。今まで感じたことのないような爽快感で、空の上を飛んでいるような、なんともいえない不思議な気分でした。

　そこからサーフィンにはまった私は、もっと上手くなりたいと思い、定期的に海に通うようになりました。けれども、これがなかなか上達しません。

　サーフィンは自然相手のスポーツですから、同じ波は二度と来ないことも大きな理由です。穏やかに歓迎してくれる波もあれば、圧倒的なパワーで人を寄せつけない波もあります。波や風によって微妙に足を置く位置を変えなければなりませんし、同じ条件で反復練習ができないのです。特に、天候が荒いと、波に乗るために激しいうねりを超えて沖までパドリング（サーフボードの上に腹ばいになって、手で水をかくことです）をしなければならず、自然の厳しさも痛感させられます。

　しかし、そういった苦難を乗り越えて波に乗れると、たとえ乗れた時間は数秒間でも、とても長く感じて、達成感と爽快感で全身が満たされます。自然を相手にしていると、日常の悩みなどがすべて吹き飛んで、とてもポジティブな気持ちになります。

　そして、サーフィンを終えて、くたくたになった後のご飯とお酒は本当に格別で、やみつきになってしまう理由の一つです。

　サーフボードは、長さが2メートルほどのショートボードと3メートルほどのロングボードに大きく分けることができます。乗りこなすのはショートの方が難しく、ロングの方が簡単という特徴があって、まだまだ素人レベルの私は、もちろんロングボードです。波の小さい所を探して乗っていますが、いつか上手くなってショートボードで華麗に大きな波にアタックするのが目標です。

本誌・OAGグループに対するご意見・ご要望をお寄せ下さい

私たちOAGグループ各社は、常にお客さまと共に歩み、最も信頼されるパートナーでありたいと考えております。徹頭徹尾、皆さまのお役に立つこと。それが、私たちの存立基盤です。本誌の記事に対するご意見、弊社グループ各社に対するご要望等、何でも結構です。ふと思い付かれたご提案でも構いません。お気軽にご連絡を頂ければ幸いです。

ご意見・ご要望はこちらへ → OAGグループ グループ戦略室 広報 Tel.03-3237-7500

《今後のセミナー開催予定》

開催日	名　称	会　場
11 月 17 日（土）	賢い財産の残し方～相続税の基本の『基』～	オヤノコト.ステーション（JR・地下鉄市ヶ谷駅徒歩6分）
11 月 28 日（水）	女性のためのらくらく相続®セミナー	調布市市民プラザあくろす3階（京王線国領駅北口徒歩1分）
11 月 29 日（木）	女性のためのらくらく相続®セミナー	調布市文化会館たづくり10階（京王線調布駅広場口徒歩3分）

※セミナーに関するお問い合わせは、広報誌担当（03-3237-7500）までご連絡ください（【有料】表示以外は無料です）

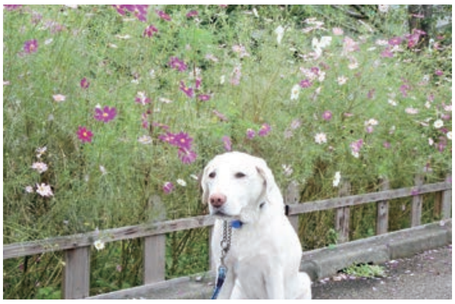

Photo by Yasuyoshi Wada

今年は、例年になく自然災害に見舞われました。2月の北陸豪雪から始まり、4月の島根県西部地震、6月の大阪府北部地震、7月の西日本豪雨、9月の北海道胆振東部地震、夏には連日の40度超え、そして大型台風の相次ぐ襲来と、列島の各地に甚大な被害をもたらしました。前号では牛嶋神社に触れましたが、その神社の木造の鳥居が、10月1日に列島を駆け抜けた台風24号の強風で薙ぎ倒されてしまいました。いつもと同じように愛犬と朝の散歩に出掛け、ルーティンどおり神社の撫ぜ牛に立ち寄ると、その傍らに倒れていた鳥居と遭遇したのです。この鳥居は美しいだけでなく、「三ツ鳥居」と呼ばれ、左の写真にあるように、両サイドにも小さい鳥居を組み込んでいるとても珍しいものです。その後、隅田公園の土手を歩いていくと秋桜（コスモス）が、強風にも雨にも負けず、健気に咲いていました。その凛とした風情に、愛犬共々癒されました。自然の恐ろしさ、美しさ、そしてたくましさを感じた早朝散歩となりました。

＜編集後記＞

公園の緑も段々と秋色に染まり、吹く風もひんやりとしてきました。学生時代は、海・花火・夏祭りなどイベント尽くしで盛り上がれる夏が一番好きでしたが、この頃は澄んだ冷たい空気が夏の喧騒を洗い流し、色づく景色が心を癒してくれる秋がとても心地よく感じるようになりました。まだなだ未熟な私ですが、少しは大人になったのかもしれません。

今年も残すところ２カ月。皆様、ふるさと納税はお済みでしょうか。私はふるさと納税で特産品を頂くのが楽しみでした。しかし、今年は地震や豪雨災害の復興に使っていただこうと、各被災地に返礼品なしで寄付することにしました。特産品を貰うのも良し、今お世話になっている街の税収確保のため、ふるさと納税しないのも良し。ふるさと納税を、税金の使い道を考えるきっかけにされてみてはいかがでしょうか。（せ）

発　行　OAGグループ
OAG税理士法人／（株）OAGコンサルティング
（株）OAGビジコム／（株）OAGアウトソーシング
OAG監査法人／OAG弁護士法人
住　所　東京都千代田区五番町6-2　ホーマットホライゾンビル
tel.03-3237-7500 / fax.03-3237-7510
発行人　OAGグループ 代表 太田孝昭
編集人　OAGグループ グループ戦略室 広報